

コンプライアンスチームの設置について

平成 31 年 4 月 1 日

文部科学大臣決定

1. 目的

文部科学省の職員の職務遂行の適正確保を図るため、第三者により構成されるコンプライアンスチーム（以下「コンプライアンスチーム」という。）を設置する。

2. コンプライアンスチームの事務

コンプライアンスチームは、次に掲げる事務を行う。

- ①文部科学省が行う職員のコンプライアンスを確保するための総合的な取組に関する指導・助言を行うこと
- ②文部科学省の職員等からのコンプライアンスに関する通報又は相談を受けること
- ③文部科学省が行う職員等からのコンプライアンスに関する通報又は相談への対応に関する指導・助言を行うこと
- ④コンプライアンス違反が疑われる可能性のある事案があった場合に、文部科学省が設置する調査・検証体制等について、指導・助言を行うこと
- ⑤その他文部科学省の職員のコンプライアンスの確保のために必要な事務

3. 組織

- (1) コンプライアンスチームは、文部科学大臣が委嘱するチーム員及び支援メンバーにより構成する。
- (2) コンプライアンスチームに、主査を置き、チーム員の互選により選任する。
- (3) コンプライアンスチームに、副主査を置き、主査がチーム員の中から指名する。
- (4) 副主査は、主査を助け、主査に事故があるときは、その職務を代理する。
- (5) コンプライアンスチームの事務のうち、文部科学省の職員等からのコンプライアンスに関する通報又は相談に係る事務は、支援メンバーが行う。

4. 任期等

- (1) チーム員及び支援メンバーの任期は2年とする。
- (2) チーム員及び支援メンバーは、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

5. 事務要領

この文部科学大臣決定により定める事項のほか、コンプライアンスチームの事務に必要な事項は、コンプライアンスチームが定める。

6. 庶務

コンプライアンスチームの庶務は、大臣官房省改革推進・コンプライアンス室において処理する。